

「考え方（案）に対する意見」

令和元年9月30日

| | |
|--|--|
| [提出者] | 在日米国商工会議所（The American Chamber of Commerce in Japan） |
| <p>[意見]</p> <p>(1) 該当箇所：全体</p> <p>意見・理由：貴委員会も理解されているとおり、デジタル・プラットフォーマーが消費者から収集する様々な種類のデータに価値があるか、仮に価値があるとしてもどのように算定すべきかについては、様々な見解がある。とりわけ課徴金の算定との関係では、それを推定することすら極めて困難ではないか。</p> <p>(2) 該当箇所：「はじめに」、「5 優越的地位の濫用となる行為類型」及び本文全体</p> <p>意見内容：考え方（案）は、「個人情報等の取得又は利用においてどのような行為が、優越的地位の濫用として問題となるかについて整理した」（1頁）というが、「5 優越的地位の濫用となる行為類型」（3頁～7頁）に記載された内容の多くは、個人情報保護法の観点からも問題となり得るものである。個人情報保護法に違反する行為は、同法により対処されるべきである。優越的地位濫用規制は、それを対消費者取引にも適用するのであれば、あくまでも競争政策の観点から規制対象とすべき行為に焦点を当てて、個人情報保護法および消費者契約法等の消費者保護法令には違反しない行為に限定されるべきである。そのことをガイドライン上も明確にされたい。</p> <p>また、個人情報保護法には違反しないが優越的地位の濫用に該当する具体例を明記されたい。</p> <p>理由：既に個人情報保護法および消費者契約法等の消費者保護法令により規制されている行為であれば、あえて優越的地位濫用規制の執行を対消費者取引に拡大する必要はない。</p> <p>(3) 該当箇所：「5 優越的地位の濫用となる行為類型」（3頁～7頁）</p> | |

意見内容：本ガイドライン案では、消費者が「やむを得ず同意した場合」が問題視されているが、どのような場合に「やむを得ず同意した」と判断されるのか、具体的に明らかにされたい。

理由：デジタル・プラットフォームの予見可能性のため。

(4)

該当箇所：「5(1) 個人情報等の不当な取得」(4頁)等

意見内容・理由：消費者がデジタルプラットフォームの役務の提供を受ける際に、必ずしも対価を提供しているものではないとも考えられる。対価関係にあるか否かについては、様々な考え方がある。いずれにしても、考え方(案)は、優越的地位の濫用を対事業者取引のみならず、対消費者取引に拡大することについて、説明が不十分である。

(5)

該当箇所：その他

意見内容：考え方(案)では、デジタル・プラットフォームと消費者とは対価関係にあることを前提にしているようであるが、かかるデジタル・プラットフォームが優越的地位濫用行為を行った場合、課徴金の対象となるのか。その場合、どのように課徴金が算定されるのか。

理由：貴委員会の考える対価関係の具体的な内容が明確でないため。